参考様式

中谷地区(双里地区、形見地区、谷沢地区、坂路地区、谷地地区)実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
石川町	中谷地区(双里地区、形見地区、谷沢地区、坂路地区、谷地地区)	令和4年1月31日	令和4年1月31日

1 対象地区の現状について

t([)	175ha		
27	アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	88ha	
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計		48.74ha	
	i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	20.76ha	
	ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.16ha	
4)t	④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 1.5k		
(備	i考)基盤整備実施予定地区		

2 対象地区の課題

中谷地区(双里地区、形見地区、谷沢地区、坂路地区、谷地地区)の農地の状況については、70歳以上で後継者未定の耕作面積が20.76ha、中心経営体の引き受け意向のある耕作面積が1.5haであり、同地区では基盤整備を行う意向があることから一定の農地集積・集約の方針を立てられる状況にあるが、地区内に存在する基盤整備対象外の農地については後継者の確保ができておらず、農地の引き受け手を確保する必要がある。

【地域の話し合いにおいて出された課題】

- ①米価の下落により、面的整備をしても農業を継続していくことが困難である。
- ②畑は家庭菜園レベルのものしかない。 鳥獣被害もひどくやりようがない。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中谷地区(双里地区、形見地区、谷沢地区、坂路地区、谷地地区)の農地利用は、基盤整備対象地区(大字谷沢、大字坂路、大字谷地)については、中心経営体である認定農業者 3名(うち法人1法人)及び基準到達者 1名、その他今後基盤整備に向けた話し合いの中で定められる農業者が担っていく。

また、基盤整備対象の対象とならない地区については、他地区からの入作を誘導する。

なお、今後地域内に新規就農者や後継者が就農した場合には中心経営体に位置づけ農地の集積・集約化により 効率的に活用していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
- 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

厚	属性	農業者	現状		今後の農地の引受けの意向		
//-	-V 1-T	(氏名・名称)	経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範 囲
計	計 4経営体			9.67 ha		11.17 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、 法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は 「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

・基盤整備への取組方針

地域の農業者の作付け意向を確認し、中心経営体へ集積していく。また、中心経営体となった農業者に対しては認定農業者になることを呼びかけ、地域全体で計画的な営農を行うことができるような体制を構築する。 他にも、地域に存在する集落営農組合を母体とした法人の設立を検討する。

島獣被害防止対策の取組方針

鳥獣害の被害を抑えるため、地域全体で中山間地域直接支払制度の個人配分及び町の補助金を活用し電気 柵を導入する。

高収益作物の作付け方針

形見地区で実施している山ぶどうの作付けを中谷地区全体へ拡大し、地域の特産品とすることで農家所得の向上を計る。また、インターネット販売等販路の開拓にも積極的に取り組む。